

PFの取組みについて

羽島市民プールの整備 運営事業



平成16年1月27日



岐阜県羽島市
経済部長 川合勝

目次

はじめに

市民プールの取組み

- 事業内容
- 募集
- 審査
- 市民の健康づくり

おわりに

はじめに

平成 9年度

- 「公設民営」方式の提案

平成 11年度

- 職員による公設民営方式の調査研究
- PF法の施行（9月）

平成 12年度

- 福祉健康施設構想策定費の予算化
- 職員によるPF事業の調査研究

平成 13年 1月 「PF事業」方式の提案

平成 13年度

- 「職員の手づくり」による
PF事業の取組みがスタート

市民プールの取組み

事業内容

クリーンセンターの余熱を利用しており、
同センターの閉鎖に伴い、
新たな熱源の確保及び施設のリニューアルをする。

そのため、民間の経営ノウハウと資金の導入を
図ります。

施設改修



屋内温水プール (天井の設置)



温浴・サウナ施設 (改修新設)



トレーニングジム (改修新設)



スタジオ (改修新設)

事業開始時期並びに期間

- 事業開始 平成 14年 4月
- 運営開始 平成 14年 7月
- 運営期間 開始後 10年間

運営仕様

- 基本方針・・・一定の水準を維持
- 営業日数・・・年間 280日以上
休業日 : 週 1日以内
- 各種プログラムの実施

事業方式

- 民間事業者が、施設整備資金並びに運営資金を調達し、施設を「公の施設」として市民の利用に供する。
- 市は、施設の整備・運営というサービス購入費」として、事業者の運営期間中にわたり 対価を支払う。

特定事業の評価選定

客観的評価基準

- コスト資産による定量的評価
- 事業者に移転されるリスクの検討
- PF事業として実施することの定性的評価
- VFM(value for money)の検討による
総合評価

選定

PF事業として実施することにより、
効率的かつ効果的に実施できる。

民間事業者の募集

- 公開募集方式

- スケジュール

実施方針の公表	13年 11月 12日
---------	-------------

参加申請期限	13年 11月 29日
--------	-------------

提案書提出期限	14年 1月 7日
---------	-----------

- 応募の資格要件

- 1 企業自らプール施設を運営
- 2 事業の経理区分が明確にできる企業
- 3 施設整備企業

事業提案審査

1 予備審査

- 書面審査
- プレゼンテーション 及び ヒアリング

2 審査委員会の開催

- 事業計画の健全性
- 設計・建設計画
- 運営管理
- 修繕更新
- 市の負担額

優先事業者の選定及び交渉

市議会の議決、契約

平成 14年 7月から運営開始

市民の健康づくり

平成14年9月～

楽らく健康づくり教室」等、業務委託

平成15年3月28日

国の「健康増進施設」に認定

おわりに

今後の課題

- 事業者の運営に期待
- PF事業の未来は薔薇色？

An aerial photograph of a city with a prominent river. The river flows from the top left towards the bottom right, with several bends. The city is densely packed with buildings and roads, interspersed with green fields. The sky is a clear, deep blue.

明日へつながる
街

羽 島 市